各課からのお知らせ

施行5周年記念式典

足から5周年の節目を迎え 本市は平成22年の新市発

典」を開催します。 製画の披露を予定していま 川歌麿 「深川の雪」 高精細複 市歌・木・花・鳥の発表や喜多 展に向けた契機とするため、 栃木市制施行5周年記念式 に祝し、より一層の市勢の発 これを市民の皆様ととも 式典では

◆日時 11月13日(金) の関係上、入場を制限させて 米場いただいた場合、客席数 人場できますが、多くの方に ただくことがあります。 13時30分開式

◆会場 13時開場 栃木文化会館 旭

本 秘書広報課 ☎(21) 2 3 1

♥問合先

ポケット判400円/通常 月上旬より、市内セブンイレ にて販売されます。価格は ブン・ローソン及び一部書店 平成28年版県民手帳発売 平成28年版県民手帳が11

本 総合政策課 ☎(21) 2 3 0 栃木県県民生活部統計課 **☎**028-623-2252

判500円です。

国勢調査票の提出

国勢調査へのご回答はお済 国勢調査2015

べての人および世帯が 日現在日本に住んでいる 国勢調査は、平成27年10 発行

れて投函してください。 入の上、調査票と一緒に配布 した郵送提出用の封筒に入 お願いします。調査票に記 していない方は、至急提出を

総合政策課 ☎(21) 2306



「法定免除·申請免除期間」

国民年金保険料の納付猶予期間がある方へ 国民年金保険料の免除期間・

式典会場にはどなたでも

国民年金保険料の免除(全 追納のお勧め

ますが、これらの期間の保険 険料額に一定の加算額が上 年金を増額するために、10年 料は、将来受け取る老齢基礎 の受け取り額が少なくなり 年度から起算して3年度目 承認を受けられた期間の翌 できます。ただし、免除等の 分から納める (追納) ことが めた方と比べ、老齢基礎年金 がある場合、保険料を全額納 例の承認を受けられた期間 若年者納付猶予、学生納付特 額免除・一部免除・法定免除)、 (65歳から受けられる年金) 降の追納の場合、当時の保 内であれば遡って古い月

が納付されていなければ 残りの納付すべき保険料 追納はできません。 一部免除を受けた期間は、

申請免除期間」より古い 「若年者納付猶予·学生納 予・学生納付特例期間」が る場合は、「若年者納付猶 付特例期間」が「法定免除・ (先に経過した) 月分であ

象です。まだ調査票を提出 優先します。

か本人が選択できます。 ることになります。 に経過した月分から納め 付特例期間」の中では、先 「若年者納付猶予·学生納 どちらを優先して納める 過した月分である場合は、 が「若年者納付猶予・学生 納付特例期間」より先に経

分から納めることになり

※追納の申込み・相談は問合

栃木年金事務所 ♥問合先

て考えてみませんか。「ねん 認し、未来の生活設計につい 記録と年金受給見込額を確 きんネット」で、自身の年金 に「ねんきん定期便」や「ねん 等を活用しながら、高齢期 い) 月30(みらい) 日を「年金 ていただく日」として、11(い の生活設計に思いを巡らし 人お一人、『ねんきんネット』 日」としました。この機会 厚生労働省では「国民お

きるほか、将来の年金受給見 に様々なパターンの試算を 込額について、年金記録を基 ご自身の年金記録を確認で きんネット」では、いつでも することもできます。

乗せされます。

11月11日は介護の日

法定免除·申請免除期間

の中では、先に経過した月 しょう。

◆問合先

11月30日は「年金の日」

要する、など ◆性的虐待

問い合わせください。 ページを確認するか、左記へ ては、日本年金機構のホーム 「ねんきんネット」につ

栃木年金事務所

る人だけでなく、多くの人々 る人や介護の仕事をしてい これを機に、介護を必要とす いて理解と認識を深めるた いて考えるきっかけとしま が介護を身近なものとして を「介護の日」と定めました。 め、平成20年度から11月11日 とらえられるよう、介護につ 厚生労働省は、介護につ

本 高齢福祉課

待から守るためには、子ども ぼすものです。子どもを虐 を著しく侵害し、心身の成長 ばなりません。 の立場が最優先されなけれ や人格の形成に悪影響を及 児童虐待は、子どもの人権

〈児童虐待の例〉

間の暴力を子どもに見せる、 だいと著しく差別する、夫婦 おどかし、無視、他のきょう 押しつける、など 熱湯をかける、タバコの火を ◆心理的虐待 言葉による ▼身体的虐待 なぐる、ける

させない、など 拒否) 食事を与えない、入浴 ◆ネグレクト(養育の怠慢: 性的行為を強

事件が続いています。

救えます。子どもの不自然 配り」で、子どもを虐待から 不自然な言動に気を付けて ○ちょっとした「目配り」「気 な傷・表情・行動や、保護者の

○相談(通告)は、虐待者の処 罰のためではなく、 、問題を

年の健全育成について考

相談(通告)者の秘密は守ら どもを守るためのものです。

れます。

『もしかして』 11月は

あなたが救う小さな手 11月は「子ども・ ~子どもたちを 育てよう 若者育成支援強調月間.

以前とは異なるいじめが起 若者が未来に夢を抱けずに ゆるニートの数が依然とし きたりしています。また、景 展により、氾濫する有害情 視されていた児童虐待やい をせざるを得ない若者、い います。一方、従来から問題 て高い状態にあり、子どもや 気の悪化により非正規労働 報で事件にまきこまれたり ています。情報化社会の進 [「]ネットいじめ」などという

社会全体で行動していく必 学校、地域、職場などの地域 が新しい時代の担い手とし 要があります。 しく成長していくには、家庭 に発揮して、健やかにたくま て、その個性や能力を最大限 このような中で、青少年 この時期にもう一度、青

たら、相談ください。一緒に ☆児童虐待防止講演会 よい方法を考えましょう。 ○子育てで悩みがありまし 14時~15時30分 11月27日(金)

ター(今泉町2丁目) 人こころのバトン理事長) 若倉健氏(NPO 栃木保健福祉セン 法

◆費用 無料

てはいかがでしょうか。

▼相談先

本こども課☎(21)2226 ◆相談・通告先、問合先

りまく環境が大きく変化し 健やかに
支えようみんなで 近年、子どもや若者をと

じめについても、いたましい よいでしょう。

庁、各総合支所にあります。

ダウンロードできます。 また、市ホームページからも

3. 「声かけ運動」を推進し

出会った時にはあいさつを 加し、地域での繋がりを育て な範囲で地域の行事にも参 心掛けましょう。また、可能 どもたちの成長に目を向け、 ていくものです。地域の子

では、地域行事等に積極的に 模範児童生徒を表彰します 栃木市青少年問題協議会

甲込受付については、広報と

らぎ10月号もしくは市ホー

抱えている家庭を支援し、子 え、具体的な活動を実践 しょう。 毎月第3日曜日 [家庭

に貢献している子どもたち

加し、より良い社会づくり

ムページをご覧ください。

を応援するため、模範児童生

日」を推進しましょう

仮を表彰します。

を揃えてふれあいを育みま 割を担う場所です。「家庭 規範意識の基礎を身につけ 取ることなどから始めてみ い方も、家族そろって食事を しょう。普段機会が取れな の日」には、家族みんなが顔 るなど、人間形成に大きな役 な生活習慣や社会における 家庭は、青少年が、基本的 内容の秘密は、厳守します。 9相談してください。 相談 かった」心配なこと・困って 族のこと「誰にも言えな 毋週月~金曜日9時~17時 相談日 いることなど、ひとりで悩ま /ターへ 函った時には青少年育成セ 心のこと・身体のこと・家

毎月第3日曜日は「家庭の日」 冬休み利用申込受付平成27年度学童保育 〒少年育成センター (市役所 4庁舎内)

から守りましょう 2. 子どもたちを有害環境

延での保護指導を受けられ

保護者の就労等により家

合会

◆問合先

局

使い方について親子で話し これらの情報に触れること 合ってルールを決めるのも サービスを利用しましょう。 のないよう、フィルタリング す。子どもたちが無秩序に 報に接する機会にもなりま 力・過激な性などの有害な情 便利な手段ですが、犯罪・暴 く、幅広い情報が得られる インターネットは、素早

> くは本 こども課に問い合わ る必要はありません。詳し る方は改めて申し込みをす 仕学童保育を利用されてい し込みの受付をします。現

せください。申込用紙は本

子どもは社会全体で育て 域内各小学校通学区域内学 となります。 **里保育** 小、大平、藤岡、都賀、岩舟地 小、吹上小、皆川城東小、千塚 心学区の学童保育への案内 **▼定員** 定員に達した場合、

※平成28年度学童保育利用 台総合支所健康福祉課 **申込** 11月16日~27日 **・申込場所**本 こども課、

臨時福祉給付金• 子育て世帯臨時特例給付金

栃四小、栃五小、南小、大宮北

▶対象 栃木中央小、栃三小、

該当すると思われる方には、すでに申請書を郵送してあります。 不明な点は、問い合わせください。

平成28年1月29日(金)まで 受付期間

臨時福祉給付金については 本 社会福祉課☎(20)7710 子育て世帯臨時特例給付金については 本 こども課**☎**(21)2222 本こども課金(21) 2223 ◆問合先

全国一斉「女性の人権

電話相談開設

ホットライン」強化週間

全国一斉「女性の人権ホット 料で秘密厳守です。 を受け付けます。相談は無 人権擁護委員が電話で相談 女性の人権問題に詳し

◆日時 平日:8時30分~19時 ライン」強化週間 11月16日(月)~ 22

日(日)

本 人権·男女共同参画課

間中のみの学童保育利用申

ない児童を対象に、冬休み期